

悪臭の規制地域及び規制基準

区域区分	規制地域	1号基準 (敷地境界での臭気指数)	2号基準 (気体排出口での臭気強度・臭気指数)		3号基準 (排水の臭気指数)
			①排出口の高さが15メートル 以上の場合(臭気強度)	②排出口の高さが15メートル 以下の場合(臭気指数)	
第1種区域	- 第1種低層住居専用地域 - 第2種低層住居専用地域 - 第1種中高層住居専用地域 - 第2種中高層住居専用地域 - 第1種住居地域 - 第2種住居地域 - 準住居地域 - 近隣商業地域 - 商業地域 - これらに相当する地域	10 (10倍の希釈に相当)	2.5 (臭気強度)	10 (約10倍の希釈に相当)	26 (約400倍希釈に相当)
第2種区域	- 準工業地域 - 農林水産業の用に併せて住居の用に供されている地域	12 (約16倍の希釈に相当)	3.0 (臭気強度)	12 (約16倍の希釈に相当)	28 (約600倍希釈に相当)
第3種区域	- 工業地域 - 工業専用地域 - 悪臭に対する順応が見られる地域	13 (約20倍の希釈に相当)	3.5 (臭気強度)	13 (約20倍の希釈に相当)	29 (約800倍希釈に相当)

※臭気指数：採取試料を人間の臭覚で知覚できなくなるまで希釈した倍数

※臭気強度0：臭いを知覚しない

臭気強度1：臭いを知覚する（パネルメンバーの50%が臭いを知覚するレベル。）

臭気強度2：何の臭いかがわかる

臭気強度3：容易に感じる

臭気強度4：強く感じる

臭気強度5：非常に強く感じる